

# 令和7年度第2回和光市子ども・子育て支援会議

開催日時：令和7年11月13日（木）

14:00～16:00

場所：和光市役所 6階603会議室

## 1. 会議次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 会長及び副会長の選出
  - (2) 審議事項
    - ア 子どもの権利に関するアンケート調査の実施について
    - イ こども計画の変更について
  - (3) 報告事項
    - ア こども計画に基づき実施している事業の近況について
    - イ こども・若者部会について
    - ウ わこう★こども意見ぶらすリーダーの活動について
    - エ 児童福祉法改正に伴う虐待対応の強化について
  3. その他

## 2. 会議資料

1. 配布資料
  - (1) 令和7年度第2回和光市子ども・子育て支援会議 次第
  - (2) 【資料1-1】和光市子ども・子育て支援会議委員名簿
  - (3) 【資料1-2】和光市子ども・子育て支援会議部会委員名簿
  - (4) 【資料2】子どもの権利に関するアンケート調査の実施について
  - (5) 【資料3-1】子どものけんりにかんするアンケートちょうさ（案）（小学校1～3年生）
  - (6) 【資料3-2】子どもの権利に関するアンケート調査（案）（小学校4～6年生）
  - (7) 【資料3-3】子どもの権利に関するアンケート調査（案）（中学生）
  - (8) 【資料3-4】子どもの権利に関するアンケート調査（案）（高校生相当）
  - (9) 【資料4】こどもワークショップ参加報告書～大学生による参加記録～
  - (10) 【資料5】保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について
  - (11) 【資料6-1】こども計画変更のポイント
  - (12) 【資料6-2】こども誰でも通園制度リーフレット
  - (13) 【資料6-3】こども計画変更の内容
  - (14) 【資料7】令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会に付された事項に対する審議結果について（報告）
  - (15) 【資料8】令和7度第2回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会に付さ

れた事項に対する審議結果について（報告）

（16）【資料9】わこう★こども意見ぶらすリーダーの活動について

2. 当日お持ちいただく資料

和光市こども計画

出席委員	事務局
会長 森田 明美	子どもあんしん部長 平川 京子
副会長 汐見 和恵	子どもあんしん部次長兼保育施設課長 上原 健二
田中 幸乃	子ども家庭支援課長 飯田 真子
田川 幸子	子ども家庭支援課課長補佐 富澤 崇
伊東 優子	子ども家庭支援課子ども施策担当統括主査 渡邊 美緒
中野 文人	子ども家庭支援課児童相談担当統括主査 吉田 峻悟
大川 朋寛	子ども家庭支援課子ども施策担当主事 奥村 北斗
木村 美香	ネウボラ課長 堀江 和美
山西 葉子	ネウボラ課課長補佐 杉浦 由美子
新井 悅子	ネウボラ課母子保健担当統括主査 松岡 知佳
大澤 絵里	保育サポート課長 徳倉 義幸
中 智美	保育サポート課課長補佐 田村 尚子
天野 文	保育サポート課保育センター所長 沢田 潤子
	みなみ保育園長 田中 千歳
	保育サポート課入所相談担当統括主査 渡辺 拓也
	保育サポート課施設給付担当統括主査 館野 優子
	保育施設課課長補佐 山本 享兵
	保育施設課副主幹 柳田 弘喜
欠席委員	
南平 愛、竹内 大、新井 友希乃、百武 君代、柳原 和歌子、酒井 智弘	
傍聴者	
1名	

### 3. 会議録

記

#### 事務局（子ども家庭支援課 飯田課長）

本日の資料の確認をさせていただきます。お手元にご準備ください。

（資料の確認）

それでは本日はご多用のところ お集まりいただきましてありがとうございます。  
ただいまより令和7年度第2回和光市子ども・子育て支援会議を開会いたします。  
会議開催前に、子どもあんしん部長の平川よりご挨拶申し上げます。

#### 事務局（子どもあんしん部 平川部長）

皆様こんにちは。本日はご多用の中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。子どもあんしん部長の平川でございます。

今回から新たな任期がスタートいたしました。多くの方が前期から引き続き委員を担っていただきまして、また新たに着任していただいた委員の方もいらっしゃいます。本市のこども政策にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

後ほど報告申し上げますが、今年度から和光市こども計画に基づき、こども・若者部会がスタートいたしました。活発にして鋭く、今まで盲点であったご意見等もいただき、本当にこども・若者部会を立ち上げて良かったと、心から実感しているところであります。

本会議におけるご議論のほか、市といたしましても、地域団体のお力を借りながら、様々な形式で子どもの人権保障やこども計画の周知啓発に努めています。その中でも市内各地域においても工夫を凝らして、子どもの人権保障を意識した取り組みやご理解をいただいていることに触れ、本当に心から感謝を申し上げますとともに、和光市子どもの権利条例の策定には身を引き締めて取り掛かって参りたいと思っております。

本日も盛りだくさん議題がございます。是非、皆様から忌憚のないご意見、そしてご議論をいただきまして、それらを形にしながらこどもまんなか和光に向けて1歩前に進んでまいりたいと思います。

本日もよろしくお願ひ申し上げます。

#### 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

ありがとうございました。

本会議は和光市子ども・子育て支援会議条例第4条の規定に基づき、委員20名以内で組織することとなっております。

令和7年7月31日付け任期の満了に伴い、また本年度から任命している新たな区分の委員との任期調整のため、令和7年8月1日から令和8年3月31日までの任期といたしまして、再任及び新規委嘱をいたします。

今回17名の委員につきまして、委嘱書の交付を行います。本日市長が公務による欠席のため、こ

の度委員になられました皆様に子どもあんしん部長より委嘱書をお渡しいたします。なお、時間の都合により、大変恐縮ではございますが、名簿の一番上に名前があります森田様のみ読み上げさせていただき、そのほかの皆様におかれましては机上配布とさせていただきたくご了承の程お願いいたします。

#### 事務局（子どもあんしん部 平川部長）

---

（子どもあんしん部 平川部長より委嘱書の交付）

#### 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

本日の会議は委員改選後、初めての会議でございますので、和光市子ども・子育て支援会議条例第7条第1項の規定により、会長が選出されるまでの間、市長が議長を務めることになっておりますが、別の公務により、代理にて子どもあんしん部長が議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 議長（子どもあんしん部 平川部長）

---

それでは、会長選出までは、私が議長の職務を代行します。

ただいまから令和7年度第2回和光市子ども・子育て支援会議を開催いたします。まず、和光市子ども・子育て支援会議条例第7条第2項の規定により、会議開催要件として委員の過半数の出席が必要となります。

本日の出席状況について、事務局から報告願います。

#### 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

委員20名のうち本日14名のご出席をいただいております。欠席は、南平委員・竹内委員・新井友希乃委員・百武委員・柳原委員・酒井委員6名の委員です。

#### 議長（子どもあんしん部 平川部長）

---

ただいまの報告により、開催要件の過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

次に、前期委員の任期満了に伴い、「子どもの福祉に関する事業に従事する者」として、新たに社会福祉法人朝霞地区福祉会にいくら保育園園長の中野文人様に委員の委嘱をさせていただきました。中野委員より自己紹介の程よろしくお願ひします。

#### 中野委員

---

社会福祉法人朝霞地区福祉会にいくら保育園園長の中野文人です。

4月から園長になったばかりで、まだわからないところもありますが、皆様にいろいろと教えていただきながら勤めを果たしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 議長（子どもあんしん部 平川部長）

---

ありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきます。「議題(1) 会長及び副会長の選出について」です。和光市子ども・子育て支援会議条例第6条第2項に基づき、会長及び副会長の選出は互選によるとされていますが、立候補又はご推薦ということでも結構です。いかがでしょうか。

（田川委員が挙手）

田川委員、よろしくお願ひいたします。

## 田川委員

---

子どもの保護者の田川です。

推薦ですが、今期は期間が短く、前回からの流れもありますので、会長は前期会長である東洋大学の森田委員、そして副会長は前期副会長である汐見委員をお願いすることはいかがでしょうか。

## 議長（子どもあんしん部 平川部長）

---

ありがとうございました。

ただいま田川委員より会長に森田委員、副会長に汐見委員の推薦がございました。ご意見はありますでしょうか。

## 一同

---

（賛成多数で可決。）

## 議長（子どもあんしん部 平川部長）

---

では森田委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

## 森田委員

---

はい。

## 議長（子どもあんしん部 平川部長）

---

ありがとうございました。

そして汐見委員、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

## 汐見委員

---

よろしくお願ひいたします。

## 議長（子どもあんしん部 平川部長）

---

ありがとうございます。

では、会長に森田委員、副会長に汐見委員にお願いいたします。

それでは森田委員、汐見委員はお手数ですが会長席、副会長席の方にお移りいただきまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

## 森田会長

---

東洋大学の森田です。

この期は短い期だというお話が先ほどご推薦いただいたときになりました。今期はいろいろな仕組みも変わり始めています。そして子どもの権利に関する条例をこの和光市で作り上げるという大変大きな使命を持った期になっています。

こども・若者部会も始まりまして、私も2回出席させていただきました。本当に頼もしい方達の議論で、私たちが襟を正していかなければならないと思いました。そして今後も一緒に歩んでいけるようなまちを作っていく、そのためにこの期を大切にして進めていきたいと思います。

皆さんの活発な議論を期待したいと思いますし、議論だけではなく、いろいろと動いていただかなければならぬということもあるかと思います。

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

## 汐見副会長

---

汐見でございます。

皆さんと一緒にこども計画を作り上げて、本当に皆さんと熱心に議論してきたところです。

今、日本中がいろいろな意味で子育ての不安が大きい社会だと思います。けれどもこども計画やこども・若者部会などもそうですが、みんなが暮らしやすく、安心できるような社会になるように私たちが意見を出していければと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

## 議長（子どもあんしん部 平川部長）

---

ありがとうございました。

それでは会長及び副会長が決まりましたので、条例規則に従いまして、これ以降の議事進行は森田会長にお願いしたいと思います。

森田会長よろしくお願ひいたします。

## 森田会長

---

それでは今日もたくさんの議事がありますので、進めさせていただきます。

まず、議事録署名人を大澤委員と野川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

傍聴の方に申し上げます。本日配布している資料につきましては、会議終了後に回収させていただ

きますのでご了承ください。よろしくお願ひいたします。

それでは引き続き、次第に従って進めさせていただきます。

まず、今日の審議事項が2つございます。まず初めに「審議事項ア こどもの権利に関するアンケート調査」についてですが、こちらはこども・若者部会においても議論いたしました。そのため、順序が逆になってしまいますが、「報告事項イ こども・若者部会について」を先にしていただき、そしてその後に「審議事項ア こどもの権利に関するアンケート調査」について本会議で議論していただこうと思います。よろしいでしょうか。

## 一同

---

(異議なし。)

## 森田会長

---

それでは「報告事項イ こども・若者部会について」を中委員から報告いただいた上で、こどもの権利についてのアンケート調査案を事務局からご説明いただくという流れで進めさせていただきます。

中委員、お願ひいたします。

## 中委員

---

こども・若者部会長の中と申します。

第1回及び第2回のこども・若者部会につきまして、報告書を作成いたしました。詳細を事務局よりお願ひいたします。

## 事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

---

事務局の子ども家庭支援課の渡邊です。

それでは【資料7】と【資料8】をご覧ください。

まずは【資料7】ですが、こちらは8月27日に開催されました第1回こども・若者部会の報告となります。議題につきまして、「(1) こどもの権利と和光市こども計画について」「(2) こども・若者部会について」「(3) こどもが大切にしていること（ワーク形式）～わからぼまつりアンケート結果とこどもワークショップ結果から考える～」「(4)その他」の議題で行われました。

審議事項「(1) こどもの権利と和光市こども計画について」

### 【ご意見】

たくさんこども向けにアンケートを実施しているとのことですが、学校におけるアンケートはじっくり取り組めず、中には提出しない人もいると思います。全員の意見を取り入れたいのであれば、全員が自ら答えたくなるような方法を考える必要があると思います。

### 【回答】

和光市こども計画を作成するにあたって、和光市の公立小学校に在籍する小学4年生、中学1年生に学校にご協力をいただき、オンラインで実施しました。また、市内在住の18歳から20歳の若者

を対象にした若者アンケートは、クーポン交換と引き換えにオンラインで実施しました。有効回収率は、小学生調査は 73.9%、中学生調査は 79.8%、若者調査は 82.6% となっております。今後とも教育委員会の協力等、様々な連携により、子どもたちが自分自身と向き合って安心して、進んで意見表明をしたくなるような手法を検討していきます。

「(2) こども若者部会について」

【ご意見】

若者の活躍の場がないことを現状として挙げていますが、周知が足りていないのではないかと思います。

【ご意見】

こども・若者の活躍の場については、機会はあるが、知られてないのだと考えます。若者からすると、Instagram や X は利用しますが、市のホームページにはなかなかアクセスしません。駅や学校等もう少し身近な場所で周知を行うと良いのではないかと考えます。

【ご意見】

アンケート等は高校生までの実施となることが多いかと思いますが、大学生になると考え方も変わると思います。大学生になって、学校行けなくなってしまう人もいます。不登校になってしまった人々が話せるような、社会に出たいと思えるような場を設けるべきだと考えます。

【回答】

特に若者への周知方法については、課題と考えています。和光市こども計画において、若者に向けた市の施策や文化、イベント情報等をより効果的な手法で発信していくことを掲げています。若者に向けた発信方法を若者とともに考えるとともに、こども・若者部会においても検討していきます。

「(3) こどもが大切にしていること～わくらぼまつりアンケート結果とこどもワークショップ結果から考える～」

【ワークでのご意見】

- ・この会議のように、行政が実施するような秘密が守られた空間の中では安心して発言ができる。
- ・市長への提案という手紙で意見を出すこともできるが、その案内等が大人向けになっているので、子どもが意見を出すことは難しい。こども向けの案内も必要だと思う。
- ・こども・若者にアンケート調査やワークショップ等のイベントで意見と聞くときは、興味を持つてもらう仕掛けが必要だと思う。
- ・和光市に若者が気軽に集まるような魅力的な場所が欲しい。
- ・若者が集まる場所で若者向けの周知をすると届きやすいと思う。

【回答】

こどもたちに聴いた「自分が大切にしたいこと」は、足りてないから大切にしたいと思うのか、満たされているから大切だと思うのか、その辺りは直接ヒアリングをしないと分からないことを感じました。今後、様々な手法により、その回答にいたることの想いを丁寧に聴いていきたいと考えます。

続いて【資料 8】をご覧ください。こちらは先日 11 月 7 日に開催された第 2 回こども・若者部会の報告書になります。議題は 3 点で、「(1) こどもの権利条約と他自治体の子どもの権利条例について」、「(2) こどもの権利に関するアンケート調査について」、「(3) その他」になります

「(1) こどもの権利条約と他自治体の子どもの権利条例について」

### 【ご意見】

条例は制定するだけでなく、広く周知し、理解を深めることが重要です。特に、絵や図を用いるなど、視覚的にわかりやすく伝える工夫が必要です。

### 【回答】

条例の制定にあたっては、こども・若者のみなさんと一緒に、絵や図を取り入れた解説など、わかりやすい周知・啓発の方法を検討していきます。

### 「(2) こどもの権利に関するアンケート調査について」

### 【ご意見】

アンケート調査の対象を、小学生から高校生相当としていますが、大学生くらいの年代もこの前まで高校生だったことから考えると、意見をもらってもいいと思います。

### 【ご意見】

日頃からアンケート調査が多く、飽きてしまっているのが現状です。多くのアンケートは目的がはつきりせず、結果がどのように活用されるのかも分かりません。アンケートの目的を明確に示していただきたいです。

### 【ご意見】

アンケートを実施する際には、興味を持ってもらえるようなキャッチコピーなどの工夫が必要です。高校生向けのアンケートは多くありますが、関心を引かなければ回答してもらえない。他のアンケートと差別化するインパクトが求められます。

### 【ご意見】

アンケートの選択肢の文章が長く感じられました。よりシンプルにすることで、回答しやすくなると思います。

### 【ご意見】

高校生へのアンケート調査について、回答してもらうためには実際に学校に行って直接生徒に説明し、その場でアンケートに答えてもらうなどの方法も考えられます。

### 【回答】

今回実施するアンケート調査は、こどもの権利条約の当事者である「こども」にアンケート調査を実施します。今後、「20歳を祝う会」等の若者の集まる場において、当事者であった若者向けのアンケート調査を実施いたします。

アンケート項目については、より簡潔で分かりやすい表現となるよう検討を進めます。市内の小中学校には、校内で回答時間を設けていただけるよう依頼しています。いただいたご意見を踏まえ、高校に対しても、職員が直接訪問し、生徒の皆さんにアンケートの趣旨や目的を説明したうえで、回答の協力をお願いする予定です。また、高校生などが関心を持ちやすくなるよう、キャッチコピーの工夫なども取り入れていきます。

以上がこども・若者部会の報告になります。

---

### 森田会長

ありがとうございます。

少しこども・若者部会がどのように議論しているかということをお伝えします。よく私はいろいろな自治体でこのような部会や会議体を運営していますが、大事にしていることはそこに参加して

くれることもや若者たちを心から尊敬して、丁寧にその方たちの意見を聴くという態度を示すことです。

そしてその方たちが安心して語れる場を作らなければなりません。しかしながら保護だけしたら良いかというわけでもなく、こどもや若者たちは意見を言いたいと思って来ていますので、この意見をしっかりと尊重してあげなければなりません。その中で、正式な委員としての意見をまとめ、皆さんにそれを伝え、反映できるものは反映し、できないものについてはなぜできないのかということを説明するということをしなければなりません。

そのため、こども・若者部会委員の方に了解を得ながら、クローズする部分と公開する部分を試行錯誤した上でのご意見であるということをご理解いただきたいと思います。あまりにもクローズの部分が多すぎると一般的な信頼感を失いますし、それがあまりにも少ないとこども・若者たちが不安な状況になってしまいます。このバランスが非常に難しく、中委員には苦労していただいているけれども、一生懸命調整を取ってもらっています。また、第2回こども・若者部会には田中委員も参加していただき、とてもいい運営ができていると思います。中委員、少し様子をお話いただけますでしょうか。

## 中委員

---

皆さんすごく個性あふれるというか、本当に素敵な方がたくさん集まってくれて思っています。

共通しているのは皆さんすごく和光市が好きという話になりました。今回のアンケート調査についても、大学生の年齢の方の意見も聞いたら良いのではないかということが意見として強く出ました。それも高校までは地元にいるが、卒業して東京やあるいは埼玉県内の違う地域に行ってみた時に、和光市だったら当たり前だったことがこっちでは違うということを実感して、比較することで和光市の事を理解し、やはり自分は和光市が好きだということを再認識したということをおっしゃってくださいました。

和光市以外のところを知った人の声を取り入れることで、今の和光市こどもたちがもっとよくなる方法が見つかるのではないかという意味で、高校を卒業した年代である18歳を超えた方にも意見を聞いてみたらきっといい意見が聴けるのではないかでしょうか、というご意見をいただき、なるほどと思いました。すごく和光愛と前向きで建設的なご意見をいただけてありがたいなと思ったので、報告に挙げさせていただきました。以上です。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

もう一人こども・若者部会に参加してくださっている田中委員、いかがでしょうか。

## 田中委員

---

こども・若者の代表の田中です。

先週こども・若者部会に参加させていただきましたが、大学生、高校生と学生ならではの新鮮なご

意見がたくさん出てきました。アンケートの取り方についても、自分の学生の時は紙ベースでアンケートをとっていましたが、今はタブレットやスマートフォンからアンケートをとっているという現状で、時代によってそのような側面も変わっていきますし、その捉え方もジェネレーションによって考え方方が変わってくるので、本当にこども・若者部会で出た話は若者ならではの意見が聴けて、この部会はやってよかったなという実感が得られました。

### 森田会長

---

ありがとうございます。

時間帯も18時から20時という厳しい時間の中、ご参加いただき、皆さんとても熱心なご意見をいただきました。その熱心なメッセージをきちんと受け止められなければ、私たちの役割は果たせないなと思いました。

このような形で、今こども・若者部会がスタートしていますので、こどもへのアンケート調査をどうしたらよいかということも話し合い、こどもたちが答えやすいようにしていきながら、必要な内容を入れ込むということを進めている状態です。

私が思っているのは、アンケートの中身がおおよそ出来上がってきたところで小学校や中学校で何人かの人に見てもらうことをもう一回最後にやっても良いのではないかと思っております。しかしながら、こどもたちの意見の中に、学校でもとてもアンケートが多く、嫌になってしまうというような話もありました。ただ、エビデンスとしてアンケートはとらなければ先に進めないこともありますので、できる限りこどもたちがやりやすいようなものにしなくてはならないと考えております。

例えば、何人かのこどもたちが協力してくれるというようなことは可能でしょうか。木村委員いかがでしょうか。

### 木村委員

---

私は小学校の校長ですので、小学校でいえばこどもたちは非常に素直なので、このようなアンケートは担任が言って、時間を取れば一生懸命考えるかなとは思います。ただ、中身についてジャッジするのは小学生には少し難しいと思います。アンケートをとっている意図や必要性を感じて、あげられた項目について答えるというところを判断するのは少々難しいと思います。

中学校には中学生の生徒会の子や和光市を大切に思って和光市で活躍しているボランティアをやっている生徒さんたちもいっぱいいるので、中学生等はそういう部分も考えて参考になる意見を言ってくれると思います。

### 森田会長

---

ありがとうございます。

アンケートは今の原案になりますので、こちらについて事務局よりご説明お願ひいたします。

### 事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

---

アンケート調査について説明いたします。

【資料2】をご覧ください。市は、令和9年12月制定、令和10年4月施行に向け、子どもの権利条例の制定を目指しています。

子どもの権利条例は、子どもの権利条約にある子どもの権利を、和光市で現実のものとするために制定をするもので、和光市の人にとって大切な権利や子どもの参加のしくみ、権利侵害からの救済などについて、市の現状に即して、自治体の法律である「条例」として具現化するものです。

実施するアンケート調査の目的は、子どもの権利に関する意識等を把握し、「(仮称) 和光市子どもの権利条例」を制定するための基礎資料とするものです。

調査対象者は、小学生から高校生相当の年代の方で、調査項目は同じですが、それぞれの年代に応じた言葉にして作成いたします。調査は、小中学生は市内の学校に通う児童生徒が対象で、各々のタブレットから回答していただく予定です。教育委員会に依頼をし、了承を得ているところです。

さらに、高校生については、市内高校に通う在学者向けに、和光高校及び和光国際高校に依頼を予定しています。また、市内在住の高校生相当を対象として、市公式LINEやX等のSNS、広報わこう、市ホームページで周知して実施もいたします。

調査期間は、令和7年12月頃から令和8年1月頃となります。

【資料3-1】をご覧ください。【資料3-1】は小学1年生から3年生を対象としたもので、ひらがな表記として、言葉も優しくしています。

【資料3-2】は小学4年生から6年生、【資料3-3】は中学生、【資料3-4】は高校生相当を対象としたものになります。

ここで【資料3-3】に修正があります。3ページ、問11になります。「子どもの権利について、思ったことや伝えたいことがあれば、自由にご記入ください。」という文が記載漏れていましたので、他の対象年代と同じように記載の修正をいたします。

それでは【資料3-4】を参考としてみてください。

問1から問4までは、年齢や性別、家族構成となります。問5から、子どもの権利を聞くものとなっています。まず、問5で大人に自分の話を聞いてもらっているか、問6であなたはまわりの人の気持ちを大事にしているか、そして、問7については自分のことが好きかの質問となります。

問8は、子どもの権利を知っているかです。問9は子どもの権利条約の条文にある子どもの権利のうち、どの項目が和光市にとって必要かを聞くものとなっています。どれも大切な子どもの権利ですが、和光市の人たちの権利条約の条文に落とし込むには、子どもたちが和光市にはどういった子どもの権利が大切だと思うか聞くものとなります。3つと/orしてますが、子ども・若者部会においては、3つは選べないので、和光市にとって必要なものはいくつでも選べていいと思うという意見がありました。

また、報告書にありましたとおり、子どもがこのアンケート調査項目の全てを読んで考えるのは、難しいので、大切にしてほしいものはシンプルに表現してはどうかという意見がありました。これについては、センテンスごとに項目を分けることを考えています。例えば「遊んだり、勉強したり、休んだりすること」という項目では、「遊ぶこと」「勉強すること」「休むこと」と分けるようにいたします。また、最後に「こと」をつけていますが、「○○する」というように、シンプルな表現に変更することを考えております。

問11は、子どもの権利について自由記載としています。最後に、問12で和光市が好きかどうか

を聞く構成となっています。

ここで、事前意見としていただきました委員の方からの質問にお答えします。

1つ目が設問内容について問10の設問内容で「和光市において」という文言があります。こどもにとって自分の権利を考えるとき、和光市であることが影響するかどうか考えてみたのですが、かえって設問の意図がぼやけてしまうように思いました。この「和光市において」という部分削除してもよいのではないでしょうかというご意見をいただいております。ありがとうございます。

小学生については問10、中高生については問9において、和光市で特に大切にしてほしいと思うものを選んでいただく設問についての質問となります。このアンケート調査の目的は、和光市のことの権利条例をつくるためのもので、条例に活かすためにアンケート調査を実施します。回答する中では、こどもたちは自分にとって、と置き換えることもあるのではないかとは思いますが、目的を明確にする必要があるので、和光市で何を特に大切にしてほしいかを聞くものとしました。

2つ目は設問の問9、問10の中で小学1年生から3年生と4年生から6年生では「いじめ」という言葉を使わないのは何か意図があるのでしょうか。「いじめ」としてしまった方がイメージが湧きやすいのではないかと思いますというご意見です。ありがとうございます。

小学生では「いじめ」という抽象的な言葉よりも、具体的な行動例を示した方が理解しやすいと考え、中学生以上の表現は「いじめや差別をされること」としていますが、小学生では「他の人とちがっても、悪く言われたり、仲間はずれにされたりしないこと」としています。これにより、具体的にイメージしやすくし、こどもが自分の経験に照らして答えやすいものとなるほか、「いじめ」という言葉に含まれる先入観を避けられるのではないかと考えております。「いじめ」はこども同士の関係ですが、「差別」はこども同士だけではない関係性も含まれ、この表現とさせていただきました。

3つの質問です。自由記述を設けるのは難しいでしょうかというご質問になります。ありがとうございます。

自由記述については、問11で設けているほか、和光市にとって特に大切だと考える権利についても、問9及び問10にその他選択部分から自由記載を設けています。小学1年生から小学3年生について「ことの権利」に関する自由記載を設けていないことについては、調査依頼を学校に依頼していることから、自由記載は何を書くか明確に示していない中で学校側の説明が難しいのではないかという点から設けておりません。

また、こどもたちは日々多くのアンケート調査を受けています。「こども・若者部会」の報告もあるように、アンケートに飽きてしまっていることや、どんな目的でどう生かされるか分からぬものが多いということなどの意見がありました。アンケート調査は目的を明確にし、ひとつひとつの回答が生かせること、また集中して取り組める分量としています。

ご質問・ご意見ありがとうございました。以上がアンケート調査実施に係る説明となります。

## 森田会長

---

まだ最終的に固まっているわけではないので、ぜひ皆さんからのご意見や感想をいただいて12月に最終的に実施したいと思っております。

いかがでしょうか。

(野川委員が挙手)

どうぞ。

## 野川委員

---

和光市社会福祉協議会の野川です。

ご丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。

「和光市で」という言葉を入れるかどうか、私もどっちがいいのか、その心はわかりません。「和光市で」なのか「自分が」なのかが回答するときにわからなくなったり、自分は違うけど和光市はこうなったらいのではないかという回答は本当に聞きたいことではないのではないか等、いろいろと考えてしまいました。

和光市に住んでいるその子どもが、「自分が」というように書いてくれたらいいと思ったので、「和光市は」という言葉はいらないと思いました。しかしながら、どちらが正しいかわからないので、先ほど森田会長がおっしゃったように子どもや若者の皆さんがどちらであれば答えやすいのかと聞きたいと思いました。

同じく「いじめ」という言葉についても、今ご説明いただいたことを伺って、なるほどと思いました。

いじめという言葉を使うことで先入観が出てしまって、自分がしんどい状況であったとしても、これがいじめじゃないと思いたいような場合に、私はいじめという言葉が書いてある選択肢に丸がつけられるかとか、これもどちらが正しいのかわからないですけれども、本当に子ども・若者の皆さんにたくさん意見を聞きたいと思いました。

あと、市民まつりが先日の日曜日にありました。和光市社会福祉協議会でも子ども・若者の皆さんに子どもの権利のことをすこし考えていただけたらと思い、「子どもの権利知っていますか。」という質問と、「自分が大事にしたいことは何ですか。」という質問にシールを貼って回答していただきました。すると大人46人を含む220人が答えてくださいました。子どもからの意見の中には、大人には自分と一緒に楽しんでほしい、自由になりたい等があり、結構じっくり質問を読みながら、子どものさんは大人が思っているよりも真剣に考えて時間をかけて回答してくれる印象がありました。

## 森田会長

---

ありがとうございました。

220人はすごい数ですね。お祭り当日は雨が降ってしまいましたが、それでも220人もいろいろと意見をくれてすごいと思いました。

「いじめ」という言葉については、先ほどわかりづらいというご意見がありましたが、「いじめ」という言葉自体はいじめ学習やいじめ防止学習等という形で小学校でも学習していますよね。

ただ、いじめという言葉があることと、それが辛いことは意味が違うかもしれません。

それも含めてやはり子どもたちがどう感じるかというところを最後にやってみると、こちらが条文に書き込みたいことと、子どもたちが感じていることとのギャップが見えてくるかもしれません。

いかがでしょうか。なにか感想などございませんか。

(汐見副会長が挙手)

どうぞ。

## 汐見副会長

---

汐見です。

今、小学生のアンケート内容を読んでいるのですが、問10のところを見ていただくと、これを読んだときに小学生の子どもが答えやすいかということを考えていきました。例えば「自分の意見を自由に言えること」という標記がありますが、これはすごく難しいと思います。

一般的には皆さんに受け入れやすい、自分の意見であれば言いやすいです。けれども、他の人とは少し違う、マイナーな意見かもしれないと言った時にそれが言いやすいかどうかということを考えると、この自分の意見を自由に言えるという文言だけでいいのかと少し考えました。例えば、人と違っても自分の意見が安心して言えるという場があればよいと思います。

それから、運動や音楽や絵を楽しむというのは、高校生になると趣味という文言に変わっていると思いますが、ここにはゲームが入っていないです。そのためすごく操作的な気がします。ゲームは一般的に長時間やると困る等の心配はあると思いますが、子どもたちの生活の楽しみでもあるわけです。

どれだけやるか、そのゲームによる弊害はどうだということは置いておいて、生活実態として子どもがどんな楽しみをしているのか、それも認められます。だとするとこの標記の仕方はどうなのだろうかと思います。自分の好きなことを楽しむ等と標記されていれば良いと思いますが、この3つに特定されてしまっているということがすごく操作的な気がしました。

もう1つは自分がしたくないことを無理強いされないということも、とても大事だと思います。今、幼稚園や保育園でも子どもも一人の人としての権利を持っているということで、小さい子どもでも、1歳から嫌だということを自分で表現していいということを伝えています。

なので、自分がしたくない、参加したくないということを無理強いされないということをここに入れていただけだと嬉しいと思います。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

他にいかがですか。

(木村委員が挙手)

どうぞ。

## 木村委員

---

本町小学校の校長の木村です。

私は汐見副会長のお話を聞いていて、問10の特に小学校部分ですけれども、自分の意見を自由に

と言うと、これはこどもが実際通っている場所が教室で、担任の先生がいてというシチュエーションなので、かなりこどもの意識としては授業の中で等、そのような限定的に捉えられてしまうのではないかというところが一つ気になりました。

同じことでこどもが実際に教室でアンケートに答えている中で、運動や音楽や絵といって連想するものは体育の授業、音楽の授業、図工の授業というようなものを真っ先に想像してしまうのではないかでしょうか。やはり自分の趣味として好きな物を邪魔されないというところは連想しないのではないかと思いました。

こどもたちが通っている教室の中だけでなく、こどもの全ての生活の中で、こどもの権利が保障されているということがわかるような問の方が良いと思いました。

### 森田会長

---

ありがとうございます。

他にいかがですか。

(伊東委員が挙手)

どうぞ。

### 伊東委員

---

わこう助産院の伊東と申します。

木村委員にお伺いしたいのですが、小学校1年生レベルで小学校1年生～3年生向けのアンケート調査の問10・11の問い合わせを保持したまま、これだけのボリュームの選択肢を選べるのでしょうか。また、支援級等のこどもたちがこれをどのように答えるのでしょうか。

### 木村委員

---

本町小学校の木村です。

ご質問ですけれども、実際自分で読んで答えるというのは難しいです。担任が読みながら、一緒のタイミングで答えていくというような形でないと全てのこどもが回答するということはできないと思います。

ですので、教育委員会を通して、学校の中で時間をとって回答してほしいということは、校長会の方に依頼が来ております。学校の受け止めとしては担任が読んで、解説も加えながらこどもたちに回答をしてもらうこととなっています。

またタブレットなので、どのようにこの画面に表示されるのかというところが、私も気になっております。例えば小学校1年生ぐらいだとタブレットで回答しながら、この回答画面が全部見られないとか消えてしまうということになると、もう思い出せなくなってしまうことが考えられます。タブレットの画面上で見て、難しいなと思うこどもには紙で配布して、自分が何を回答したのかも後からでも見られるというような形を選べても良いのではないかと思っております。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

(大川委員が挙手)

どうぞ。

## 大川委員

---

東上地区私立幼稚園協会和光支部の大川と申します。

木村委員の話のように、先生たちが説明しながらやるのであれば、もう少し端的で良いのではないでしょうか。

ほとんどがひらがなになっているので、こどもにとって逆にわかりづらいと思います。国語の教科書等もすごい文章の間を空けて少しづつ、少しづつというのが小学校低学年だと思います。それが「ほかのひととちがってもわるくいわれたり、なかまはずれにされないこと」のような書き方になると抽象的でわからないと思います。他のことと違うとは何ですかという感じになります。

こどもたちはそのようなことも考えてないと思います。まだ低学年の時は自分が主人公なので、その辺りは少し言い方を変えたり、短くしたりしても良いのではないかでしょうか。

また、3つ選ぶのは難しいと思います。これは大切、これは大切ではない、の二択ぐらいで全部答えられるぐらいの方がこどもにとってはわかりやすいと思います。

加えて、このアンケート調査をどのように使うのかということがあいまいだと感じます。例えば差別の項目を大切であると感じている人が少なかったら、和光市として差別は良いということにはならないと思うので、なぜ3つなのか疑問です。

こどもにとっては1つとっても大事にしていることがあるけれども、全部大事と思っていることもあると思います。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

他にあればどうぞ。

(大澤委員が挙手)

大澤委員、どうぞ。

## 大澤委員

---

大澤です。

今の木村委員からのお話を聞いていて、例えば選択肢に絵を付けるとか図をつけるとかというのはわかりやすくなったりするものでしょうか。

先生が説明するというところで、文章以外でそれを補足するものがあった方がいいのかと少し思ったのですけれども、いかがでしょうか。

## 木村委員

---

本町小学校の木村です。

確かに字から情報が取れる、絵から情報が取れる、耳から情報が取れる。いろいろなお子さんがいるので、もちろんそれをフォローできるものがあれば、理解も進むかと思いますが、短い時間の中でアンケートを進めていくことを考えますと全部に絵をつけるというのは、物理的に難しいかなというところも考えられます。

そうでなくて、ポイント、ポイントに絵がつくと逆にそこに目がいってしまうので、これもかなり恣意的になってしまいます。なので、それも難しいというのはアンケート取る側の気持ちとしてあると思っております。

ただ、ひらがなで全部書かれているというのが正直かなり見にくいというか、内容が入ってきにくいということも事実ですので、もしできれば、小学校1年生はもうだいぶ漢字の学習が進んできているので、1年生でもこの時点で読めるものは漢字を入れていただいてもいいと思いますし、教科書もセンテンスごとにわかち書きをしていますので、大変手間ですけれどもやっていただけだと、こどもにとっては読みやすいアンケートになると思っております。

## 森田会長

---

先日のこども・若者部会では、ユニセフ協会が作成しているA3版の子どもの権利条約一覧を配つて丸を付けてもらうはどうかという意見もありました。しかしながらタブレットにこの資料を載せられるかどうかということや、載せられたとしても形が変わってしまうので、別の形で配らなくてはならなくなります。そのため、実現は難しいという結論になりました。

もちろん国連は全ての条文が必要であると言っています。しかしながら大人でも40の全ての条文を覚えるのは難しいと思います。そのため、この和光市の中で作る条例として、どのようなことをより大事にしたいかということをどのようにこどもたちと作り上げていくのかが大切です。

条例の前文についてもこども・若者部会において話し合いました。例えば前文を作るうえで、こどもたちといろいろな意見を集めたり、条例の目的をこの時代、この地域のこどもたちがどのように表現するのか、こどもたちが何を大事にするかなどといったことです。

今現在、こどもの権利に関する総合条例と言われるものが日本の中で80から90くらいあります。それを見ていくと、やはりそれぞれの自治体や地域の固有性があると感じます。例えば休息をとても主張している条例もありますし、失敗する権利を主張している条例もあります。また、教育虐待は絶対にいけませんと強く主張しているものもあります。

これから条文をいろいろ議論していく際に、全体としてはどのような意見があるかというところをこの会議で拾っていくことになります。

和光市こども計画14ページにも記載のある、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の4つの原則は全ての土台になるものです。この4つの原則を入れ込みながら、和光市こどもたちが何を主張するかというところだと思います。

国の基本法も、そしてこどもの権利に関する条例というものを作っているほとんどの自治体が、この一般原則の4つというのを基本に押さえながら、あとどういうものを、この自治体としては大

事にするかということをこどもたちと一緒に考え、条文に落とし込んでいます。

今回のアンケートはそのための基礎調査なので、先ほどいただいた意見を入れ込み、タブレットの特性を想定しながらやっていかなければなりません。

ただ、こどもたちにこのアンケートはあなたたちが主体になってこれから作っていく条例のための基礎調査なので、和光市こどもたちの意見を聞くものですという目的は明確に伝えなければならないということは先日のこども・若者部会でも言われたところです。

(田川委員が挙手)

どうぞ。

### 田川委員

---

小学校1年生から小学校3年生の問1と問2についてですが、学校でアンケートを取るのであれば、少しでも設問を減らすために学校名と学年の項目は抜いても問題ないのではないかでしょうか。

また、自由記述が小学校1年生から小学校3年生には難しいのではないかということで、自由記述を設けていなかったと思います。確かに小学校1年生には少し難しいかもしれません、小学校2年生や3年生は自分の意見をしっかり言える年だと思うので、ここに好きなこと書いてねと言えば、いろいろなことを書いてくれると思います。私もこどもと接していくいろいろな話を聴けるので、聴くことも大事だと思いました。

### 森田会長

---

ありがとうございました。

こどもたちのアンケートを紙ベースでもし作るとすると、どうプライバシーを保護するかという問題がでてきます。そうすると、封筒に入れるみたいなことも考える必要もでてくるかもしれません。そのあたりも忙しい授業の合間のなかで、こどもたちに説明をしてくださる先生たちのことも考えながら進めなければならないので、木村先生にはご相談に乗っていただきたいです。可能な限りご負担かけないような形かつこどもたち権利を守る形を考えたいです。

それでは11月25日までにご意見等がございましたら、事務局に提出してください。私の方で、皆さんのご意見を何らかの形にして反映しながら固めていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

次の審議事項になりますが、こども計画の変更が必要になっておりますので、事務局からご報告をお願いいたします

### 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

子ども家庭支援課の富澤です。

本日お諮りする計画の変更については、2点ございます。いずれも児童福祉法の改正や国の通知をふまえた内容となっています。【資料6-1】をご確認ください。

1点目は、満3歳以上限定小規模保育事業に係る量の見込みと確保策についてです。令和7年度の児童福祉法の改正により3歳から5歳を対象とした小規模保育事業所を市町村の裁量において設置できるようになりました。こちらが制度に位置付けられたことから、計画においても記載する必要がありますので、今回計画の変更を行うものです。

2点目は、こども誰でも通園制度に係る提供区域の設定および事業内容の追記についてです。現在和光市こども計画の88ページに量の見込みと事業概要の記載をしており、量の見込みについては市内を1区域として記載しております。しかしながら、最近の国からの通知において、こども誰でも通園制度についても、教育・保育提供区域と合わせて市内の北・中央・南の三圏域ごとの量の見込みと確保策を計上するよう指示がありました。また、事業概要についての必須記載事項についても示されていましたので、こちらもこの後ご説明いたします。

次に、計画の修正部分の説明に入らせていただく前に、こども誰でも通園制度の概要について簡単に説明させていただきます。【資料6-2】をご確認ください。こちらは国が作成した利用者向けのリーフレットになります。

まず、対象者は保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満が対象になります。利用方法は月10時間の枠内において、時間単位で柔軟に利用ができるものとなっています。家庭では異なる経験や普段接しない同年齢のこどもたちとのふれあいが促進され、保護者にとっても家にいるだけではなく、地域の様々な資源とつながることを契機に、孤立を防ぎ、相談や支援等につながるというところが利点となっております。

一時預かり事業との違いにつきましては、一時預かり事業は保育という立場からその必要性に応じて対応するものに対して、こども誰でも通園制度は年齢要件と施設の要件を満たしていれば、理由を問わずに預かりすることが可能です。

では、具体的な計画の修正・変更内容についてお話しします。

まず、満3歳以上限定小規模保育事業所の創設に伴う計画の修正についてです。【資料6-3】和光市こども計画の71ページをご覧ください。71ページ内の図について簡単に説明いたします。「①量の見込み」とはどの程度このサービスが必要とされているのかを示しています。「②の提供体制」とは既に整備されているサービスの定員等の合算を示しています。そのため、量の見込みに対して提供体制が上回っていれば充足をしており、量の見込みが提供体制を上回っていれば不足をしているということになります。

先ほど申し上げました小規模保育事業所は図中の特定地域型保育事業所に該当し、原則19人以下を定員とした保育施設を指します。従来小規模保育事業所は0歳から2歳までを対象としていたため、3号認定、0歳、1歳、2歳において量の見込み・提供体制の記載を行っており2号認定、3歳から5歳については原則その事業の対象とならないことから、現計画において該当部分には斜線を引いております。

今回の法改正において、3歳から5歳の小規模保育事業所が創設されたことから、量の見込みと提供体制の記載をすることが必要になります。

一方、当市においては未就学児の各年齢において保育施設は充足しており、今後少子化の傾向も継続する見通しであること、幼稚園等においても定員を充足していない施設が複数あることを勘案し、新規に3歳から5歳のみを対象とした小規模保育事業所は当面の間整備を見込まない方針とすることを見込んでおります。

今回の法改正における通知において、3歳以上児限定の小規模保育事業を実施しない場合においても、その提供体制を0として計画に記載するようにとのことであるため、計画書表中の記載を【資料6-3】の1枚目から4枚目のとおり修正することについてご報告いたします。

次にこども誰でも通園制度に係る記載の変更点について説明いたします。【資料6-3】の5ページ目と和光市こども計画の88ページをご覧ください。

まず、量の見込みの記載について前述のとおり、こども誰でも通園制度についても教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保策を記載する必要があることから、現行計画において市内全域をまとめて記載していたものについて、上段を市内全域、下段を市内エリア別と分けて記載しております。併せて、現計画においてはその表の単位を人日（定員数×月開所日数×12ヶ月）で算定しておりましたが、今回月の利用上限時間が示され、利用可能人数の算定が可能となったことからその単位を人としております。

2点目は確保策における数字について、令和8年度事業実施に向けて保育施設等調査を行ったその直近の数字をもって確保策に計上をしております。数字を見ていただくとわかりますが、市内全域でみれば量の見込み、いわゆるニーズに対して各年齢における確保策は充足しておりますが、だれでも通園制度実施施設が現行の調査においては北圏域に大きく偏っていることから、地域別の偏在は大きい状況となっております。

次に本事業の内容について、同じく国通知により、本事業終了後の他の教育・保育との連携について必須記載事項とされたことから、【資料6-3】の5枚目下段にあるように、「地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と支援機関との間で必要な情報を共有し、適切な支援につなげてまいります。」の文言を追記しております。併せて、前述のエリアごとの偏在の課題につきましても、今後各圏域においてその偏在を解消するよう努めていく旨、量の見込みと確保策に合わせる形で追記を行っております。

## 森田会長

---

ありがとうございます。

法律の改正に基づいて地域別の量の見込みと提供体制を示したこと、事業が新しくなったことによる標記の変更についてでした。

こども誰でも通園制度は親の利便性や親のためではなく、その他のこどもたちと触れ合いながら、関わりながら育つていく環境の整理を目的としたこどもたちのためのものであります。こども誰でも通園制度を実施する保育施設等が北に多いとのことでしたので、ぜひ南の方の幼稚園の先生や保育園等に働きかけていただきたいです。

なにか質問等はございませんか。

（大澤委員が挙手）

どうぞ。

## 大澤委員

---

大澤です。

新しい事業を広げるということで、今まであった事業の人数が減ってしまうのではないかということを感じました。そのあたりはいかがでしょうか。

**森田会長**

---

中野委員のにいくら保育園は子ども誰でも通園制度の実施を予定しているのですか。

**中野委員**

---

予定はしておりません。

**保育サポート課 田村課長補佐**

---

保育サポート課の田村でございます。

市内の保育施設と教育施設の方に実施希望調査をさせていただきました。基本的には今提供しているものは減らすという考えはございません。空き教室がある、職員に余裕がある等の場合に実施していただくということを考えております。

**森田会長**

---

ありがとうございます。他に何かありますか。

**一同**

---

(異議なし。)

**森田会長**

---

それでは次の議題に進めさせていただきたいと思います。

ここからは報告になります。それでは「報告事項ア　子ども計画に基づいて実施している事業の近況」ということで、まず総合子ども家庭センターについてということでお願ひいたします。

**事務局（子ども家庭支援課　富澤課長補佐）**

---

和光市総合子ども家庭センターの取り組み状況について報告いたします。市では令和7年4月に総合子ども家庭センターを子どもあんしん部ネウボラ課、子ども家庭支援課に横断的に整備し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を推進しております。計画書16ページ、17ページをご確認ください。総合子ども家庭センターの位置づけと機能を記載しております。

イメージ図上段にもあるように、総合子ども家庭センターの機能として、母子保健所管課であるネウボラ課による母子保健視点でのサポートである母子健康手帳交付時から出産・産後と継続するサポート体制及び乳幼児健診等各種事業と、児童福祉所管課である子ども家庭支援課による児童福祉視点でのサポートである日々の生活等において生じた課題を解消するための関係制度・機関調整や

家庭支援事業等による支援をそれぞれに実施するとともに、その個別に支援をすることも・保護者の状態により、必要に応じて一体的な支援を提供できる体制を構築しております。

世帯の把握については、すべての妊産婦及び乳幼児を対象とした事業を多く持つネウボラ課の事業を入り口として、継続的に支援・配慮を要する児童・妊産婦が把握されることも多くあり、それらの情報をセンター内で行う合同ケース会議という両課の統括や担当が参加する会議にて整理し、その世帯の意向及び状況をふまえた今後の支援方針等の検討を行っております。

また、イメージ図中段には総合こども家庭センターと地域の子育て相談機関等をつなぐポジションとして、地域こども家庭センターを位置付けております。計画書75ページにも記載がありますが、地域こども家庭センターにつきましては、現在の子育て世代包括支援センターの一部を移行することを想定しており、令和9年度の移行をめどに現在準備を進めております。地域こども家庭センターの動向につきましては、今後開催される本会議の中で適宜報告をさせていただきます。

### 森田会長

---

ありがとうございました。新しい法制度に基づく変更となります、質問などはございますか。

### 一同

---

(意見なし。)

### 森田会長

---

それではまた進めていく過程の中で、ご報告をいただくようにお願いいたします。

2つ目ですが、こどもワークショップについてお願いします。

### 事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

---

子ども家庭支援課の渡邊です。こどもワークショップについて説明いたします。

【資料4】をご覧ください。こちらはこどもワークショップ2025参加報告書で参加してくれた大学生による参加記録になっております。

このこどもワークショップはこどもまんなか和光を目指して昨年度から実施しているものになります。今年度も8月18日から8月22日まで計2日間5回開催させていただきました。

3ページ目のスライドはこどもワークショップ概要です。市内在住、または在学の小学校4年生以上、中学生、高校生までを対象として実施いたしました。テーマは「自分が大切にしたいことってどんなこと」ということで参加してくれた方には参加証明書を発行し、和光ブランドをプレゼントいたしました。

4ページ目、今回のファシリテーターですが、市内在住のファシリテーターに精通している関口さんという方に実施していただきました。

5ページ目をご覧ください。参加者は5日間で延べ69名の小中学生、高校生の皆さんと17名の大学生の方が参加、協力をしていただきました。

ワークショップの流れですが、みんなに自己紹介してゲームをしたり、グランドルールを説明した

り、その上で子どもの権利について考えるような仕組みで実施いたしました。

最後、皆さんで発表していただき、最終的には「権利の木」といって自分が大切にしていることを自分の権利宣言として作って書いていただきました。

6ページ目は大事にしたいことを一部抜粋したものになっています。命を大事にする、差別をしない、自分のことを大切にするといった内容をたくさん出していただきました。

参加した子どもの感想としては、また参加したい、権利に守られていることを知って安心しましたなどといった意見をたくさんいただいております。

スライドを12ページは参加した感想ということで、大学生が書いてくれたものも記載しておりますので、ぜひご覧ください。

最後に後ろにつけているのが子どもワークショップ権利宣言で、子どもたちが1人1枚以上権利宣言を書いてくれたものになっています。

こういった子どもの意見については、子どもの権利条例の策定に向けて意見を反映していきたいと思っています。

以上が子どもワークショップの報告になります。

---

### 森田会長

ありがとうございました。この点について何かご質問やご意見はありますか。

---

### 一同

(意見なし。)

---

### 森田会長

よろしいでしょうか。

では3つ目の報告ですが、学童の指定管理及び朝の居場所という活動についてということで両方の報告をお願いいたします。

---

### 保育施設課 山本課長補佐

学童クラブの指定管理に関して、保育施設課の山本から報告させていただきます。

和光市では、平成18年度から、児童センターや児童館、学童クラブは指定管理者制度を導入して、施設の管理・運営を行ってまいりました。

また、令和3年度からは、市内全校で行っていた「わこうっこクラブ」や「子ども教室」を含む放課後子ども教室を一体化し、「和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業」を行ってきました。

この度、その指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年度から令和12年度までの指定管理者を和光市子ども計画に基づき「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域別に公募を行いました。

北エリア及び中央エリアには、現行の指定管理者である和光市社会福祉協議会のみが応募され、南

エリアにつきましては、現行のワーカーズコープを含めて5者の応募がありました。

選定は、関連する市役所の部長職が3名、市内の学校長、有識者で合計5名による委員会を設置し、評価にあたっては、指定管理者として適切に業務を遂行することができるか、和光市こども計画やこどもの権利に関することについても体現できるかなどの視点で行いました。

プレゼンテーションの結果、北エリア、中央エリアは、和光市社会福祉協議会となり、南エリアにつきましては、5者の選考の結果、こどもの権利や和光市こども計画に基づく提案で、常勤職員を多く配置する手厚い人員配置であることなどが評価され、優先交渉権者が和光市社会福祉協議会で、次点交渉権者がワーカーズコープ・センター事業団となりました。

その後、和光市議会令和7年9月定例会において、指定管理者の指定に関する議案が可決され、正式に令和8年度以降の南エリアの事業者として和光市社会福祉協議会に決定しました。

現在、南エリアについては、市を含めた3者で引継ぎの手続きを順次進めております。今週末の土曜日、日曜日の午前中には、市主催の保護者説明会も予定しております。

令和8年度以降の新しい体制にあたり、こどもや保護者の利益を損なうことの無いよう、引き続き、取り組んでまいりたいと思います。以上です。

#### 保育施設課 柳田副主幹

---

続きまして、指定管理者制度により来年度から実施予定の「朝の居場所づくり事業」につきまして、保育施設課の柳田より説明をさせていただきます。

働き方改革の進展により、在宅ワークや時差出勤、シフト勤務など就労形態は多様化していますが、小学校の始業時刻は変わらず、保護者の出勤・業務開始との間に時間差が生じております。

その結果、登校前の見守りが難しい家庭が増え、共働きやひとり親世帯に限らず、就労継続や職場復帰をためらう保護者からも「朝の居場所」への要望が顕在化しています。

全国的にも朝の時間帯の見守り整備が進みつつあり、当市としても、この流れを踏まえつつ実態に合った形での導入を目指します。モデル事業として、需要の高い下新倉小学校での実施を前提に、現在指定管理者と検討を進めております。

下新倉小学校からの段階的なモデル実施により、ニーズの具体化と効果検証を行いながら、持続可能な体制整備を進めてまいります。現段階では、4月開始を見据え、平日7時から8時の見守り体制で調整中でございます。

なお、予算案の議決前につき確定事項としてのご報告は差し控えますが、保護者等への周知準備は早期に進めてまいります。

児童の安心・安全の確保と保護者の育児と就労の両立に向け、関係部局・学校・地域団体と連携して検討を進めさせていただきます。私からは以上となります。

#### 森田会長

---

ありがとうございました。

何かご質問やご意見はございますか。

#### 一同

---

(意見なし。)

## 森田会長

---

それでは 4 つ目ですが、病児保育について報告をお願いします。

## 保育サポート課 徳倉課長

---

病児保育について保育サポート課の徳倉から報告いたします。

令和 7 年度の市内の病児保育の状況といたしましては、諏訪ひかり保育園と和光病児保育室の 2 力所で病児・病後児保育事業を実施しております。

和光病児保育室につきましては、これまで駅周辺に病児保育室がないとのご意見をいただくことがあったことから、利用者の利便性の向上を図るために、令和 7 年 4 月に和光駅前クリニック内の 3 階に病院併設型の病児保育室を開設いたしました。当病児保育室の利用定員は 2 名となっております。また、キッズエイド吹上保育園の病児保育室につきましては、看護師の確保が難しい状況が続いている、令和 7 年度も休止しております。

各病児保育室の 10 月までの利用状況といたしましては、諏訪ひかり保育園の病児保育室は延べ 26 人、和光病児保育室は延べ 7 人となっております。上半期の利用は少ないものの、これから冬にかけてインフルエンザ等の流行により、利用者は増加するものと見込んでおります。

病児保育室の利用者はコロナ禍以降、就労形態の多様化等により減少傾向にありますが、子どもの病気や怪我により仕事を休めない世帯もあることから、専門的な看護や保育を受けられる環境を整えることで保護者が安心して就労できるよう、サービスを今後も提供してまいります。

報告は以上となります。

## 森田会長

---

ありがとうございます。ご意見等はありますか。

## 一同

---

(意見なし。)

## 森田会長

---

それでは次の報告に移ります。「報告事項ウ わこう★こども意見ぶらすリーダーの活動」についてお願いします。

## 事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

---

子ども家庭支援課の渡邊が説明いたします。【資料 9】をご覧ください。

わこう★こども意見ぶらすリーダーは今年度より活動を開始しており、高校生及び大学生の 4 名で構成されています。

現在2回開催させていただきまして、第1回は8月25日で顔を合わせと意見交換を行いました。第2回は11月9日の市民まつりで実際にこどもたちにヒアリング調査を実施していただきました。

第1回の報告内容については、こちらに記載している通りで、市が発信する情報をどうやって若者に伝えるか、どうやってアプローチしていくかということを話し合いました。また、市内在住の高校生、大学生そして若者が使う情報媒体について、たくさんご意見をいただいています。

こちらをこども・若者部会とも共有しつつ、事業の推進に役立ててまいります。

11月9日のヒアリング調査につきましては、裏面をご覧ください。和光市が特に大切にしてほしいこどもの権利にシールを貼ってもらう形式で行いました。今回のアンケート調査の内容に含まれているもので実施したのですが、文字数が多く、なかなかこどもたちは読みづらかったのではないかという感想でした。そのため、今回皆さんからの意見やこども・若者部会の意見も含めまして、こどもたちに読んでもらえるような文章とするよう、シンプル化をさせていただきながら実施したいと考えております。

アンケート調査を実施しながらヒアリングをして、こどもたちがこの項目を選んだ理由を意見ぶらすリーダーの方達に聞き取ってもらうようなやり方を実施いたしました。

また、このヒアリング調査の他にも大人たちに向けた一言を自由に書いてもらうということを実施しました。こどもたちからは「お小遣いにアップして」や「勉強してって言わないで」といった意見がたくさん出てきました。

以上が、わこう★こども意見プラスリーダーの報告になります。

### 森田会長

---

ありがとうございました。楽しそうですね。

野川委員は市民まつり参加されたとのことですが、様子はいかがでしたか。

### 野川委員

---

当日は雨でしたので、子ども家庭支援課の展示もパネルの場所を工夫するなどしていらっしゃいました。私たちの方は児童館のブースの隣でした。児童館のゲームが市民まつりの中で人気が高いので、その子たちがそのままアンケートに答えてもらいました。

### 森田会長

---

ラインを作ることは大事ですよね。ありがとうございました。

(田川委員が挙手)

どうぞ。

### 田川委員

---

社会福祉協議会のブースに行きました。

雨がすごく、こどもはお菓子に釣られて行きましたが、教えてもらいながらしっかりとシールを貼っていました。ありがとうございました。

## 森田会長

---

ありがとうございます。このような地道な活動がこどもたちに徐々に浸透していきますので、ぜひ頑張ってください。

次の報告にはいります。「報告事項ウ 児童福祉法改正に伴う虐待対応の強化」について、事務局よりお願ひいたします。

## 事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

---

それでは子ども家庭支援課富澤より報告いたします。資料が前後して恐縮ですが、【資料5】をご確認ください。

今般の制度改正により、資料にもあるように昨今の不適切保育等の事案をうけ、保育施設等において、保育士等が児童に対して行う虐待について通報義務が課されるとともに、通報受理後の対応のフローが示されました。

【資料5】上段の①制度の現状・背景にあるように、従来は高齢者施設や障害者施設、児童の領域においては児童養護施設において設けられていた義務や仕組みについて、保育所等においても同様の仕組みを設けることとなりました。

その仕組みにつきましては、【資料5】中段の②改正内容において示されておりますように、通報義務、即ち行政・所管による事態の把握、行政による事実確認及び必要な指導等の対応、行った対応についての審議会への報告、県による報告内容の公表といった一連のプロセスになっています。

そしてその通報義務から端を発する一連のプロセスの対象となる事業が【資料5】の下段に限定列举されております。その中には、保育所や幼稚園、認定こども園、児童館、学童等が含まれています。

今回この会議において、委員の皆様にご報告をさせていただいている趣旨といたしましては、先ほど申し上げたプロセスの中の3点目、行政が事業者に対して行った措置・対応について児童福祉審議会について報告するという点について、当市においてはこの子ども・子育て支援会議がその児童福祉審議会の機能を包含した形で条例上整理をされていることから、今後前述のような状況が生じた際には子ども・子育て支援会議の機能に対し、事例のご報告等をさせていただくということで本日その説明をさせていただいております。

しかし、【資料5】の裏面の詳細にあるように、扱う案件に対する専門性や被害・加害に係る個人情報等への配慮、権利擁護といった面を最大限考慮して、本件の審議・報告を進める必要がありますので、現在子ども・子育て支援会議の中にどのようにこのような重大案件等を位置付け、どのような構成で審議等を進めていくのか、部会の活用等も含め整理を行っております。

以降の会議の中で、改めてその整理の結果についてご報告を予定しておりますが、10月1日施行の法改正ということもあり、まず取り急ぎ本会議において、先ほど説明したような制度改正があったこと及びこの子ども・子育て支援会議がそういった事例の報告をうける児童福祉審議会の機能を持

つことについて、ご報告をさせていただきました。繰り返しにはなりますが、詳細については改めてその内容をご報告させていただきます。

### 森田会長

---

ありがとうございました。

いろいろな課題がこどもたちの周辺にはあるわけですが、虐待が支援する者から行われてはなりません。今回、こどもたちが過ごしている施設というところが全て対象になりました。具体的には保育所等という「等」の中に全てが含まれるすごい法律になりました。

その中には先ほど紹介があったように幼稚園も含まれますし、認定こども園や学童保育、児童館とこのようなものから、親から離れて生活する場は全て対象となります。

このようなことは絶対にあってはならないのですが、残念ながらこの日本の中では起こってしまっているということは現実です。そのような事態を和光市のような小さな自治体でどこにどのように対応していくか、迅速におかつ丁寧に、そしてこどもたちの被害がまだ小さいうちにきちんと対応できるような仕組みになるかということを考えなくてなりません。

私も不適切保育や不適切な関りに関する審査にあたってきましたが、これほど嫌な仕事はありません。私たちのように計画で未来をつくっていくのは本当に希望に満ちた仕事ですけれども、せっかく始めた事業の中で不適切なことが起きるということはあってはなりません。

しかし、あってはならないことが出てきてしまうことも現実なので、これをどのように和光市として対応していくかということを今考えていただいております。

こどもたちのプライバシーをきちんと守らなくてはなりません。なおかつ迅速に、そして適切な専門性を持って判断できる場所というところで診療し、この委員会が最終的に報告を受ける。その時にどのようにすればいいのかということを最大限ご検討いただいているところです。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは「その他」ということでお願いいたします。

### 保育サポート課 徳倉課長

---

保育サポート課の徳倉が保育所等の整備について説明いたします。

市内の小規模保育事業所のメリーポピング和光ルームの園舎移転についてとなります。

メリーポピング和光ルームは和光駅北口再開発に伴いまして、令和8年4月1日の新園舎への移転へ向けて、ただいま準備を進めております。この度の移転に伴いまして、小規模保育事業所から認可保育所へ移行する予定となっております。

これにより定員を拡充するとともに新たに4月から医療的ケアが必要なお子様の受け入れを開始する予定となっております。医療的ケアの受け入れにつきましては、令和7年4月からみなみ保育園の方でも受け入れを開始いますが、今後は民間園でありますメリーポピング和光ルームにおいても受け入れができる見込みとなっておりますので、そちらの方でご報告いたします。

### 森田会長

---

ありがとうございました。

最後になりますが、今年の2月7日と8日に三芳町で全国のこども施策を積極的に推進している自治体が集まって、自治体シンポジウムが開かれます。2月7日に和光市からは平川部長にご報告していただき、埼玉県の中での子どもの権利の具体化ということがどこまで到達できているか、特に今回和光市には、小さな自治体において計画との関係性の中でどのようにして条例をつくる、理念をつくるということを進めていくのかということを報告してもらいます。

今の段階では武蔵野市と杉並区、そして和光市から報告を受けます。毎回全国から約80の自治体が集まっています。2日目は私が計画の分科会をコーディネートしております。

いろいろ自治体がどのように子ども参加や、条例、施策をつくっているかということがわかります。とてもいい学びの機会になりますし、無料ですので、ぜひご参加いただけたらと思います。

私からは以上になります。事務局にお返しします。

#### **事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）**

---

次回会議について、事務局からお知らせさせていただきます。次回会議は令和7年度第3回子ども・子育て支援会議になります。開催日時は令和8年2月19日木曜日14時から16時まで、場所が変わりまして、サンアゼリアの小ホールになります。

お時間の方よろしくお願ひいたします。

事務局からの報告は以上です。

#### **森田会長**

---

それでは、本日の令和7年度第2回和光市子ども・子育て支援会議を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

#### **一同**

---

ありがとうございました。

以上

署名人

---

署名人

---